

香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」とは、広域連合長、監査委員、選挙管理委員会（以下これらを「実施機関」という。）をいう。

(法第75条第5項の規定に基づく帳簿の作成等)

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した法第75条第5項の規定に基づく帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

2 前項の規定は、法第75条第2項に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、開示の実施の方法に関し実施機関が定める事項の記載を求めることができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る費用負担及び手数料)

第7条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 法第89条第2項の条例で定める開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

(香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、法第129条の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号)第22条第1項に規定する香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個

個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関し必要な事項を別に定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 広域連合長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- (3) 前条の規定の施行前において旧実施機関から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた同項に規定する指定管理者が行う同法第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務（旧個人情報を取り扱う事務を含むものに限る。）に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日に旧条例第13条第1項若しくは第2項（第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）、第26条第1項又は第33条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 第1項各号に規定する者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第49条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に規定する者が、前条の規定の施行前において、その業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を、前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 第1項第1号に規定する者が、前条の規定の施行前においてその職権を濫用して、同条の規定の施行後に専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、マイクロフィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前3項の規定は、香川県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 偽りその他不正の手段により、第2項の規定によりなお従前の例によることとされた開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、本広域連合における個人情報に関する事務が令和5年4月1日から同法の適用対象となることに伴い、同法の規定の範囲内で許容された本広域連合独自の保護措置を定める等のため、制定するものです。

